3　締約国は、委員会及び漁業資源の管理に関与する他の小地域的又は地域的機関を通じて、協力して次のことを行う。

(a)　漁業資源の保存及び管理並びに漁業資源に関する漁場の開発のための地域の開発途上国の能力を高めること。

(b)　漁業資源を漁獲する可能性のある地域の開発途上国との協力には、財政的援助、人的資源の開発に関する援助、技術援助及び技術移転の提供並びに次の事項を対象とする活動を含める。

(a)　漁場のデータ及び関連する情報の収集、報告、検証、交換及び分析を通じたこの条約の対象となる漁業資源の保存及び管理の改善

(b)　資源評価及び科学的調査

(c)　監視、規制、監督、遵守及び取締り（地方の段階における訓練及び能力の開発、国の及び地域的なオブザーバー計画の開発、これらの計画に対する資金供与並びに技術取得及び設備利用の機会を含む。）

4　この条に定める目的のための地域の開発途上国との協力には、財政的援助、人的資源の開発に関する援助、技術援助及び技術移転の提供並びに次の事項を対象とする活動を含める。

(a)　漁場のデータ及び関連する情報の収集、報告、検証、交換及び分析を通じたこの条約の対象となる漁業資源の保存及び管理の改善

(b)　資源評価及び科学的調査

(c)　監視、規制、監督、遵守及び取締り（地方の段階における訓練及び能力の開発、国の及び地域的なオブザーバー計画の開発、これらの計画に対する資金供与並びに技術取得及び設備利用の機会を含む。）

4　この条に定める目的のための地域の開発途上国との協力には、財政的援助、人的資源の開発に関する援助、技術援助及び技術移転の提供並びに次の事項を対象とする活動を含める。

(a)　漁場のデータ及び関連する情報の収集、報告、検証、交換及び分析を通じたこの条約の対象となる漁業資源の保存及び管理の改善

(b)　資源評価及び科学的調査

(c)　監視、規制、監督、遵守及び取締り（地方の段階における訓練及び能力の開発、国の及び地域的なオブザーバー計画の開発、これらの計画に対する資金供与並びに技術取得及び設備利用の機会を含む。）

第二十二条　この条約の非締約国

1　締約国は、委員会の採択する保存管理措置が条約水域におけるすべての漁獲活動に適用されることを確保することを目的として、この条約の非締約国の船舶が条約水域において漁獲を行う場合には、当該非締約国に対し、この条約の締約国になることにより、又は委員会の採択する保存管理措置の適用に同意することにより、機関に十分協力するよう直接に又は委員会を通じて要請する。当該非締約国は、関連する資源に関する保存管理措置の遵守についての約束に応じて、漁場への参加による利益を享受する。

2　締約国は、この条約の非締約国の旗を掲げる漁船が条約水域において漁獲操業に従事している場合には、締約国間で又は委員会を通じて当該漁船に関する情報を交換することができるものとし、また、当該漁船の活動及びこの条約の非締約国が漁獲に対してとる措置を委員会に通報する。委員会は、当該漁船の活動についての情報を、他の適当な地域的又は小地域的機関又は枠組みと共有する。

3　締約国は、直接に又は委員会を通じ、この条約の非締約国の漁船が委員会の採択する保存管理措置の実効性を損なう漁獲活動を行うことを抑止するため、国際法に合致し、及び必要かつ適当と認める措置をとることができる。

4　締約国は、保存管理措置を条約水域における漁獲活動にできる限り広範に事実上適用することを目的として、条約水域に漁船を有する漁業主体に対し、保存管理措置の実施について機関に十分協力するよう個別に又は共同して要請する。当該漁業主体は、資源に関する保存管理措置の遵守についての約束に応じて、漁場への参加による利益を享受する。

5　委員会は、この条約の非締約国に対し、委員会又は機関の補助機関の会合にオブザーバーを派遣するよう招請することができる。

第二十三条　実施

1　委員会が採択する保存管理措置及び監督措置は、次の方式により締約国について拘束力を生ずる。

(a)　事務局長は、委員会によるこれらの措置の採択の後、すべての締約国に対し、当該措置を書面により速やかに通報する。

(b)　当該措置は、当該措置に別段の定めがある場合を除くほか、委員会による当該措置の採択についての事務局による(a)の規定に基づく通報の後六十日で、すべての締約国について拘束力を生ずる。

(c)　いずれかの締約国が(a)に規定する通報の後六十日以内に措置を受諾することができない旨を委員会に通告した場合には、当該締約国は、その通告により表明した範囲において当該措置に拘束されない。もっとも、他のすべての締約国は、委員会が別段の決定を行わない限り、当該措置に拘束される。

(d)　(c)の規定に基づいて通告を行う締約国は、同時に当該通告を行う理由についての書面による説明及び、適当な場合には、当該締約国が実施しようとする代替的な措置についての提案を提出する。この説明は、特に、当該通告が次のいずれの理由に基づくかを特定するものとする。

(i)　当該締約国は、当該措置がこの条約に適合しないと認めるため

(ii)　当該締約国は、実行可能性の観点から、当該措置を遵守することができないため

(iii)　当該措置が当該締約国を法律上又は事実上不当に差別するものであるため

(iv)　他の特別な事情によるため

(e)　事務局長は、(c)及び(d)の規定に従って受領する通告及び説明の詳細をすべての締約国に速やかに送付する。

(f)　いずれかの締約国が(c)及び(d)に規定する手続を援用した場合には、委員会は、他のいずれかの締約国の要請により、当該措置を見直すために会合する。いずれの締約国も、その会合の時及びその会合の後三十日以内に、当該措置を受諾できなくなった旨を委員会に通告する権利を有する。その通告が行われた場合には、当該締約国は、当該措置に拘束されない。

(g)　いずれの締約国も、見直されるべき当該措置に関して必要とされることがある暫定的措置について(c)及び(d)に規定する手続が援用された後に勧告を行うために次条の規定に基づいて設置される特別の専門家委員会の開催を、(f)の規定に基づいて招集された見直しのための会合が結論に達するまでの間に要請することができる。3の規定に従う場合を除くほか、当該暫定的措置は、すべての締約国（(c)及び(d)の規定に基づいて当該措置を受諾することができない旨を表明したものを除く。）が当該暫定的措置がなければこの条約の対象となる資源の長期的な持続可能性が損なわれると合意する場合には、すべての締約国に対して拘束力を有する。

2　1に規定する手続を援用する締約国は、保存管理措置及び監督措置を受諾しない旨の通告をいつでも撤回することができる。当該締約国は、これらの措置が既に効力を生じている場合には直ちに、その他の場合には当該措置がこの条の規定に基づいて効力を生ずる時に、当該措置に拘束される。

3　この条の規定は、紛争解決の他のあらゆる方法（この条に規定する手続を含む。）が尽くされた場合において、次条に規定するこの条約の解釈又は適用に関する紛争の解決手続を援用する締約国の権利を害するものではない。

第二十四条　紛争解決

1　締約国は、紛争を防止するために協力する。

2　この条約の解釈又は実施に関して二以上の締約国間に紛争が生じたときは、これらの締約国は、当該紛争を解決することを目的として、又は交渉、審査、仲介、調停、仲裁、司法的解決若しくはこれらの締約国が選択するその他の平和的手段により当該紛争が解決されることを目的として、これらの締約国間で協議を行う。

3　二以上の締約国間の紛争が技術的な性質を有し、かつ、これらの締約国間で当該紛争を解決することができない場合には、これらの締約国は、委員会がその第一回会合で採択する手続に従って設置される特別の専門家委員会に当該紛争を付託することができる。当該専門家委員会は、関係締約国と協議し、及び紛争解決のための拘束力を有する手続によることなく、当該紛争を速やかに解決するよう努める。